

資料②－ 2

財政健全化判断比率にみる財政状況

(表－ 1) 各健全化判断比率の状況

(単位：%)

項目	東松島市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.34	20.00
連結実質赤字比率	—	18.34	30.00
実質公債費比率	6.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

標準財政規模	9,951,629千円
臨時財政対策債発行可能額	364,768千円

(表－ 2) 実質収支額と連結実質赤字比率等の状況

(単位：千円)

会計名	令和元年度	
一般会計	900,963	※一般会計実質収支額
実質赤字比率 (%)	△9.05 %	※一般会計実質収支額/標準財政規模
特別会計	国民健康保険事業	177,967
	後期高齢者医療事業	14,597
	介護保険事業	42,586
法非適用企業	農業集落排水事業	6,122
	漁業集落排水事業	2,387
	下水道事業	264,756
	大曲浜地区土地区画整理事業	25,703
合計	1,435,081	※各会計実質収支額の合計
連結実質赤字比率 (%)	△14.42 %	※各会計実質収支合計額/標準財政規模

※実質収支又は連結実質収支が黒字の場合は、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負 (△) の値で表示されます。

平成19年度決算から『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』において従来の財政指標に変えて、地方自治体の財政健全化を判断する指標として「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率」が導入され公表することとなっております。

東松島市の各指標は『表－ 1』によると実質赤字比率については単独、連結ともに黒字となっております。また、標準財政規模に占める公債費の負担割合を判断する実質公債費比率についての3カ年平均では、前年度 (6.6%) と比較し0.2ポイントの減となっております。これは、準元利償還金算入額の減や石巻広域行政事務組合への公債費負担金の減等により、平成28年度と比較し令和元年度が減少しているため、3カ年平均が減となったものです。しかし、前年度と単年度比較した場合は、経常一般財源の標準税収入額、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額は対前年度対比10,617千円の増となっているものの、一般会計における元利償還金において前年度比231,017千円の増となっているため単年度の実質公債費比率は約2.0ポイントの増となっています。

『表－ 2』については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定基礎となる一般会計のほか各特別会計等の実質収支額等を示しております。東松島市においては、現在のところ各会計共に黒字の状況となっており、引き続き今後も各会計において健全財政を維持するために、財源の確保や経費の削減等に努める必要があります。

(表-3) 実質公債費比率の状況

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	元利償還金の額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く)	積立不足額を考慮して算定した額	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子
平成29年度	1,607,501			591,734	62,484	49,808	
平成30年度	1,496,817			674,661	52,560	29,424	
令和元年度	1,727,834			679,051	49,046	29,424	

	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金に充てた特定財源の額	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
平成29年度	141,844	266,985	1,414,798	10,958
平成30年度	185,390	255,223	1,322,163	9,646
令和元年度	187,216	250,906	1,383,881	8,819

	⑮	⑯	⑰
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成29年度	4,593,399	5,139,959	492,381
平成30年度	4,779,957	4,707,661	453,394
令和元年度	4,883,748	4,703,113	364,768

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3カ年平均)
平成29年度	5.58938	6.4
平成30年度	5.75821	
令和元年度	7.87832	

【実質公債費比率算定式】

$$\frac{①+②+③+④+⑤+⑥+⑦-⑧-⑨-⑩-⑪}{⑮+⑯+⑰-⑨-⑩-⑪}$$

(参考)

	⑤の内訳						
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第6号)	利子補給に係るもの(政令第11条第4号)
平成29年度	27,958						21,850
平成30年度	29,424						0
令和元年度	29,424						0

(表-4) 将来負担比率の状況

【将来負担額の状況】

(単位：千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額
14,796,834	329,034	7,008,472	216,998	2,068,595

(単位：千円)

設立法人の負債額等負担見込額				連結実質赤字額	組合等連結実質赤字額負担見込額
	地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
3,650	0	0	3,650	0	0

【充当可能財源等の状況】

(単位：千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
10,985,041	3,113,301	0	13,839,712

【将来負担比率の算定】

将来負担額 A	—	充当可能財源等 B
24,423,583		27,938,054

標準財政規模 C	—	算入公債費等の額 D
9,951,629		1,643,606

$$\begin{aligned}
 &= \frac{\begin{array}{|c|} \hline A - B \\ \hline \Delta 3,514,471 \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline C - D \\ \hline 8,308,023 \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{将来負担比率 (\%)} \\ \hline - \\ \hline \end{array} \\
 & \hspace{15em} -42.3
 \end{aligned}$$